

令和2年5月28日

第 5 回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和2年5月28日(木) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員7名) 市川会長 中西職務代理者 山崎委員 堅田委員
中村委員 山口委員 谷脇(裕)委員
4. 欠席委員 (農業委員0名)
5. 出席職員 (事務局3名) 国広局長 竹下次長
盛光主監
6. 議 案 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第2号 農用地利用集積計画について(諮問)
7. その他

開会宣言	市川会長 只今から令和2年第5回須崎市農業委員会総会を開催いたします。
開会挨拶	国広局長 本日は第5回の総会です。よろしくお願いいたします。今回より新型コロナ対策のため、事前に推進委員には集まっていたき、議案に対する意見をうかがっています。また、議案説明、補足説明は可能な範囲で簡略し開催時間を短縮しますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。
議 長	市川会長 今回の議案は2号までですが、慎重にご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは日程第1議事録署名人の選任についてですが、どのようにいたしましょう。別にないようでございましたら、いつものように私の方で指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
採 決	(異議なし) 多数。
議事録署名	市川会長 ご異議なしとすることですので、本日の議事録署名人は5番 山口委員、13番 谷脇(裕)委員よろしくお願いいたします。
議 長	市川会長 それでは日程第2の議事に入らせていただきます。農地法第5条の規定による許可申請の審議について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	国広局長 議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請の審議について。農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。令和2年5月28日。須崎市農業委員会会長市川雅彦。 (1) 申請者 住 所 ○○○○○○○○ 氏 名 ○○ ○○ (2) 申請受理面積 田 3011m ² 計 3011m ²

	<p>番号1 譲渡人 地区 ○○ 住所 ○○○○○○○○ 氏名 ○○ ○○</p> <p>譲渡人 地区 ○○ 住所 ○○○○○○○○ 氏名 ○○ ○○</p> <p>譲渡人 地区 ○○ 住所 ○○○○○○○○ 氏名 ○○ ○○</p> <p>譲受人 地区 ○○ 住所 ○○○○○○○○ 氏名 ○○ ○○</p> <p>土地の所在地・土地の表示</p> <table border="0"> <tr> <td>須崎市安和字弘畑○○</td> <td>地目</td> <td>台帳</td> <td>田</td> <td>現況</td> <td>田</td> <td>面積</td> <td>686 m²</td> </tr> <tr> <td>同 ○○</td> <td>地目</td> <td>台帳</td> <td>田</td> <td>現況</td> <td>田</td> <td>面積</td> <td>1220 m²</td> </tr> <tr> <td>同 ○○</td> <td>地目</td> <td>台帳</td> <td>田</td> <td>現況</td> <td>田</td> <td>面積</td> <td>1105 m²</td> </tr> </table> <p>農地の種別 2種</p> <p>事由 重機、車両等木質バイオマス枝条保管場所</p> <p>隣接農地は同意書有。位置図、土地利用計画図は添付してある図面のとおりです。</p> <p>議長 市川会長 それでは、議案第1号について、事務局の補足説明をお願いします。</p> <p>補足説明 国広局長 農地の区分と転用目的については、申請地は、農村総合整備事業により整備された農地ではありますが、○○○○（鉄道の駅）より500m以内にある農地であり第2種農地と判断されます。 申請者は、申請地東隣で林業に関する事業を行っており、転用目的は、重機、車両、木質バイオマス枝条保管場所を整備するものです。 これまでは、保管場所として中土佐町長沢地区内の所有地（約6000 m²）を利用してきましたが、中土佐町の移住・定住対策事業の一環で津波浸水想定区域外である理由などが</p>	須崎市安和字弘畑○○	地目	台帳	田	現況	田	面積	686 m ²	同 ○○	地目	台帳	田	現況	田	面積	1220 m ²	同 ○○	地目	台帳	田	現況	田	面積	1105 m ²
須崎市安和字弘畑○○	地目	台帳	田	現況	田	面積	686 m ²																		
同 ○○	地目	台帳	田	現況	田	面積	1220 m ²																		
同 ○○	地目	台帳	田	現況	田	面積	1105 m ²																		

	<p>ら、住宅団地として活用したいと町よりの要請を受け、平成30年8月土地売買の契約を交わし、平成31年3月末まで利用、その後、新たに代わりとなる土地を探していましたが、重機、車両の保有台数から、また、木質バイオマス枝条保管場所としては最低3000㎡以上の面積が必要であり、なかなか適地が見つからない中、現在の〇〇〇隣の申請地が重機や枝条の管理面からも適地と判断したとのことで、申請地以外に、他に代替すべき土地はなく、やむを得ないものと認められます。</p> <p>資力及び信用については、土地取得費〇〇〇円、土地造成費〇〇〇円、水路設置費〇〇〇円、フェンス設置費〇〇〇円、合計〇〇〇円は組合の自己資金で整備する計画であり、資力・信用については問題ないと判断します。</p> <p>申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期は、転用許可日から令和4年3月31日までとなっており、確実性には特に問題はないものと判断します。</p> <p>計画面積の妥当性については、転用面積3011㎡と一体的利用地5747㎡は、事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。</p> <p>周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は、申請地〇〇〇〇、〇〇〇〇の西側、申請地〇〇〇〇の東側にそれぞれ水路を設置し、それぞれの申請地のアスファルト塗装に傾斜を付けることにより導流し、3箇所より〇〇〇〇の用悪水路に排水します。用悪水路への排水は、管理組合である安和土地改良区の同意済。排水、工事、占用許可についても、管理課である須崎市農林水産課、須崎市建設課に令和2年5月7日許可不要とのことを確認済です。</p> <p>また、周辺農地の同意も得ており、問題はないものと判断します。</p> <p>その他については、土地利用計画図の進入路は、北側市道より申請地内への進入となり須崎市管理の〇〇〇〇用悪水路（水路として機能していない）上に、銅板の蓋を設置しますが、管理課である須崎市建設課へ法定外公共物使用等許可申請し許可済となっています。</p> <p>また、申請地〇〇〇〇、〇〇〇〇の間の水路上（〇〇〇〇）に橋を設置しますが同じく管理課である須崎市建設課へ法定外公共物使用等許可申請し許可済となっています。</p> <p>なお、申請地は農村総合整備事業による土地改良区内の農地ですが、農地転用についても管理組合である安和土地改良区の同意済です。以上です。</p> <p>議 長 市川会長 それでは、関係委員さん意見をお願いします。</p> <p>意 見 14番 中西委員（農業委員） 先ほど推進委員で集まり、議案の意見集約を行いました。特に意見もなく異議なしということでした。</p> <p>説 明 国広局長</p>
--	---

	<p>申請内容が煩雑なので再度詳細に説明します。土地利用計画図をご確認ください。上が北で進入口になります。〇〇〇〇の表示されているところは、現在は使われていない水が流れていない水路になります。ここに定盤の蓋を被せます。あとは〇〇〇〇事務所と表示している箇所左側の枝条と表示があるところが枝等を置く場所になります。その左側が重機とトラックを置くところになります。〇〇〇〇の左側、右側の〇〇〇〇の右側、〇〇〇〇の左側に水路をつけます。この水路に雨水が流れるように申請地に傾斜をつけ、真中の土地改良管理の用悪水路に三か所から排水します。この水路を作った理由としては木くず等が直接用悪水路に直接流れないように工夫してわざわざ作っているそうです。申請地の周りには管理面からも森林組合の後ろ以外は全部フェンスを設置する予定です。進入口の入り口にも鉄骨のスライドの門をつけるということです。</p> <p>申請地については、〇〇〇〇の後ろに位置しているため、個人の山から伐採した枝条等の管理および保管、また住友大阪セメントのバイオマス燃料として運搬に関して、現在より効率が良く便利なため一体的利用を計画しています。</p> <p>意見</p> <p>1 番 山崎委員（農業委員） 現地の確認もしており、事務局の説明を聞く限り特に問題なしと判断します。</p> <p>1 4 番 中西委員（農業委員） 現地確認もしており特に問題もないようですので許可相当と判断します。</p> <p>審議</p> <p>市川会長 特に問題ないということで、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>採決</p> <p>（異議なし）多数。</p> <p>議長</p> <p>市川会長 ご異議ないようですので、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請の審議につきましては、許可申請を農地法第5条3項の規定により、高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求めることとします。</p> <p>続きまして、議案第2号、農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案説明</p> <p>国広局長 議案第2号、農用地利用集積計画について（諮問）。上記のことについて、須崎市長より別冊のとおり諮問があったので、審議のうえ意見を求める。令和2年5月28日須崎市農業委員会会長市川雅彦。別冊のとおり。</p>
--	--

議 長	市川会長 補足説明をお願いします。
補足説明	<p>盛光主監</p> <p>それでは別冊についてご説明いたします。</p> <p>農用地利用集積計画書（案）。令和2年度第1号。農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。令和2年5月28日。須崎市長楠瀬耕作。次に、利用権の設定を受ける者の農業経営状況総括表をご覧ください。</p> <p>利用権の設定を受ける者の農業経営状況総括表</p> <p>整理番号 R2-1</p> <p>利用権設定等を受ける者 住 所 ○○○○○○○○ 氏 名 ○○ ○○</p> <p>農 作 業 従 事 日 数 357日</p> <p>利用権設定等面積 農地 2653㎡</p> <p>経 営 耕 地 面 積 農地 1605㎡</p> <p>合 計 農地 4258㎡</p> <p>農 作 業 従 事 者 農業専従者 2名（内15歳以上60歳未満の者2名）</p> <p>利用権設定等申出書</p> <p>利用権の設定を受ける者 ○○ ○○ 生年月日 ○○○○年○○月○○日</p> <p>利用権の設定をする者 ○○ ○○ 生年月日 ○○○○年○○月○○日</p> <p>聴取確認欄</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 通作距離 1～10km 2. 権利の種類 賃借権設定（通年） 3. 借受人の分類 個人 その他 4. 貸付人の分類 個人 5. 中核農家の該当の有無（借受人） 有 6. 権利の設定移転の事由 高齢化による経営縮小 7. 経営規模（農地面積） 借人 0.3ha未満 貸人 不耕作 8. 経営改善計画の認定の有無（借受人） 無 <p>利用権設定関係</p> <p>利用権を設定する土地</p> <p>所 在 須崎市下分字菱池甲○○</p>

	<p>現況地目 田</p> <p>面積 2653㎡</p> <p>設定する利用権</p> <p>内容(作物名) シシトウ</p> <p>期間 令和2年6月1日～令和17年5月31日 15年間</p> <p>借賃 10a当り2等米8俵当たりの金額</p> <p>借賃の支払方法 毎年末口座振込</p> <p>利用権の種類 賃借権</p> <p>当事者間の法律関係 賃貸借</p> <p>利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。</p> <p>受付番号R2-1ですが、借受人の主たる経営作物はシシトウで、構成員は2人、うち2人が専従者となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第2号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第2号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第3号の要件は第18条第2項第6号にて利用権設定後に農用地を適正に利用していないと認められた場合の貸借解除を定めたものでこの件については対象ではありません。第4号の規定で対象農地の所有権等の権利を有する者の全ての同意についても、所有権以外に第4号に規定する権利を有する者はいないため、この要件は満たしております。以上であり、今回の申請1件について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>この件について、ご意見お願いいたします。</p>
意 見	<p>13番 谷脇(裕)(農業委員)</p> <p>議案第2号、農用地利用集積計画について(諮問)、意見を述べさせていただきます。整理番号R2-1の申請1件の借受人は、農業に従事しており、計画は妥当と判断します。</p>
審 議	<p>市川会長</p> <p>十分な審議の結果、計画は妥当と判断し、答申をすることにご異議ございませんでしょうか。</p>

採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	<p>市川会長</p> <p>ご異議ないようですので、議案第2号農用地利用集積計画について（諮問）を、承認することに決定し、答申することとします。</p> <p>以上で議案は終わりましたが、その他、何かございませんか。</p>
そ の 他	<p>国広局長</p> <p>コロナ感染対策のため、来月の須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）に関する現地確認の変更についての説明。</p> <p>盛光主監</p> <p>今年度の人・農地プランへの農業委員の座談会への参加とアンケート等への協力をお願い。</p>
閉会宣言	<p>市川会長</p> <p>以上で第5回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後2時45分</p> <p style="text-align: center;">その真正なることを証して署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">5 番</p> <p style="text-align: center;">13 番</p>